

埼玉県健康経営認定制度



(1) 制度について

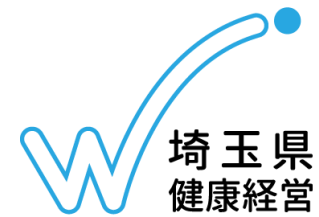
【概要】健康経営に取り組む事業所・団体を認定

【特徴】①支社や営業所単位でも認定できる

②健康経営の一般的な項目に加え、県事業への参加でも認定に必要な点数を加点

(例：コバトンALKOOマイレージ、がん検診の受診の促進 など)

③認定証・認証ロゴマーク・認定ステッカーを交付、ホームページ・事例集等でPR



埼玉県
健康経営

【認定ロゴマーク】

健康経営とは？

従業員の健康管理(健診受診、長時間労働対策など)を経営的視点でとらえ、戦略的に実践すること。

従業員等への健康投資を行うことで、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上などにつながると期待されています。

人材の定着、採用にも
効果が期待できます！



【取組事例集】

健康経営とは



健康経営とは？

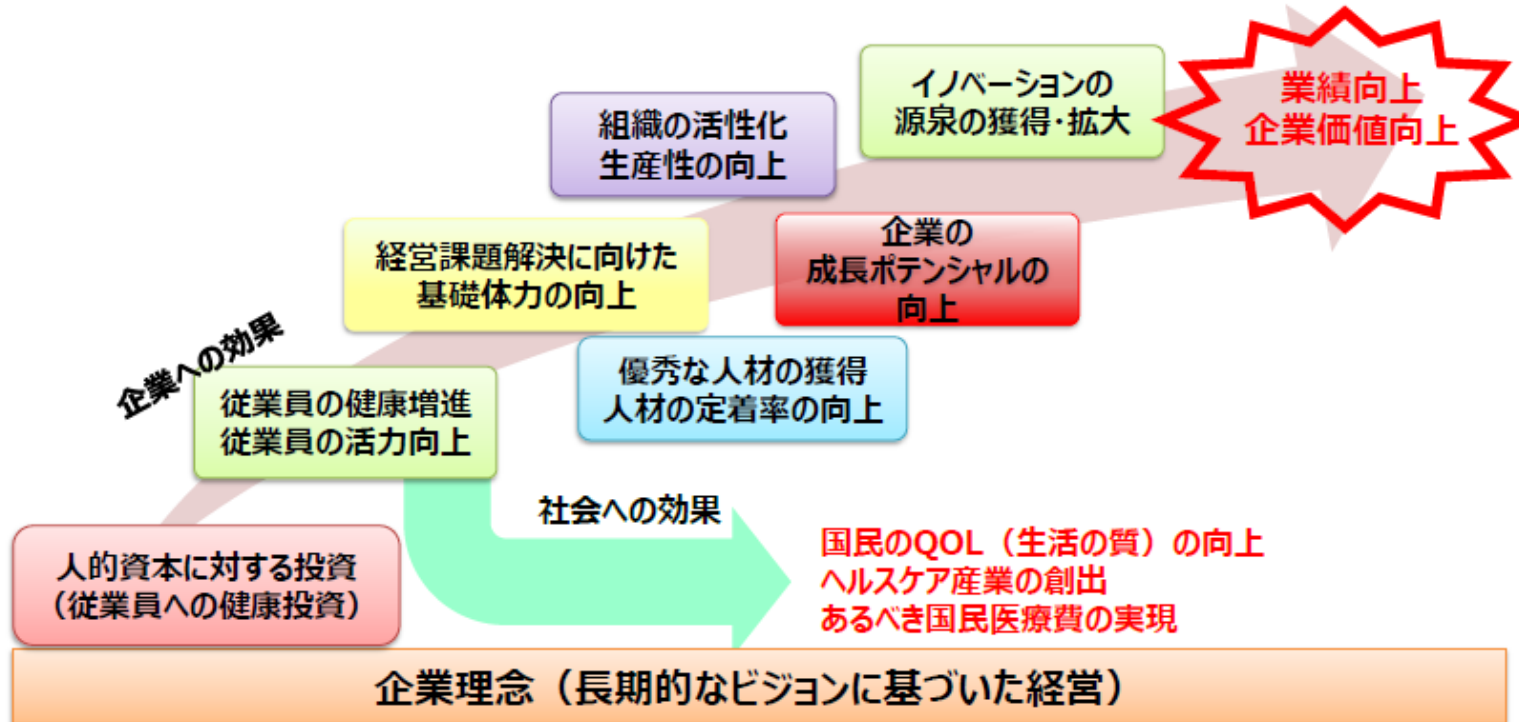
※「健康経営」は特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標

「健康経営・健康投資」とは



- 健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。
- 健康投資とは、健康経営の考え方に基づいた具体的な取組。
- 企業が経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や組織としての価値向上へ繋がることが期待される。

※「健康」とはWHOの定義に基づくと、「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」をいう。
出典：日本WHO協会ホームページ



埼玉県健康経営認定制度の位置づけ



健康経営の顕彰制度

- 健康経営に係る**各種顕彰制度**を推進することで、優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」し、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「**従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる企業**」として社会的に評価を受けることができる環境を整備する。
- 各地域においても、自治体等による健康経営の顕彰制度が広がっている。
- なお、健康経営優良法人2020より、健康経営優良法人（大規模法人部門）認定法人の中で、健康経営度調査結果の上位500法人のみを「ホワイト500」として認定する。

全国規模の取組

【 大企業 等 】

健康経営銘柄
原則1業種1社

健康経営優良法人
(大規模法人部門)
ホワイト500
上位500法人

健康経営優良法人
健康経営に取り組む法人・事業所
(日本健康会議 宣言4)
※50%ルールなし

健康経営度調査への回答

大企業・大規模医療法人 等

【 中小企業 等 】

健康経営優良法人
健康宣言に取り組む法人・事業所
(日本健康会議 宣言5)
30,000法人

中小企業・中小規模医療法人 等

自治体における取組

(例)

- 青森県 健康経営認定制度
 - ・ 県入札参加資格申請時の加点
 - ・ 求人票への表示
 - ・ 県特別補償融資制度
- 静岡県 ふじのくに健康づくり推進事業所宣言
 - ・ 県によるPR
 - ・ 取組に関する相談・支援
 - ・ 知事褒章への推薦案内 等

※ヘルスケア産業

首長による表彰

地方自治体による表彰
・認定（登録）

地域の企業 等

埼玉県
健康経営
認定制度



(2) 認定までの流れ

健康宣言 (登録)

- ・従業員の健診受診
- ・長時間労働対策
- ・有給休暇取得の促進
- ・健康的なメニューの紹介
- ・運動機会の提供 など



実践

取組期間 原則 1年

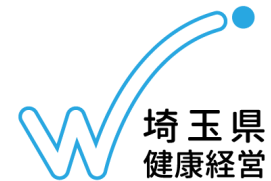
県も施策で健康経営
を支援



【コバトン健康メニュー】【コバトンALK00マイルージ】



実践事業所 (認定)



【認定ロゴマーク】

認定基準

県認定制度の認定基準は、次の①・②のいずれかを満たしていること。

- ① 国の健康経営に係る認定制度など県の認定基準と同等の認定を受けていること
- ② 県認定基準に照らし、合計80点以上の取組を実施していること

認定期間: 3年間

既に認定要件を満たす取組を継続して1年以上、実施している場合、
「健康宣言」の登録申請と同時に認定申請を行えます！



(3) 申請先

2パターンあります！

1 県に申請【必要書類を郵送、電子メールなどで県に提出】

【提出先】 埼玉県保健医療部 健康長寿課 健康長寿担当

住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

E-mail：a3570-02@pref.saitama.lg.jp

【様式等のダウンロード先】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/kenkochoju/kenkoukeieiyokouyoshiki.html>

こちらのページの下部から申請様式をダウンロードすることができます。

2 協会けんぽ埼玉支部、健保連埼玉連合会に申請

【保険組合の健康宣言制度に併せて申請】

※協会けんぽ埼玉支部、健保連埼玉連合会加入企業の場合

【保険組合の健康宣言制度に参加するメリット】

①県の認定がとりやすくなります！

②国の認定取得を狙う場合、保険者の制度参加が必須です！

埼玉県健康経営認定制度 登録されると



登録されると！

○健康宣言実践証を交付します

ホームページへの掲載、
拡大し、事業所内に掲示するなど
健康経営を行っていることを社内外
へのアピールに活用ください



【健康宣言実践証】

○県ホームページなどで登録事業所名をPRさせていただきます

4【登録】埼玉県健康宣言事業所

認定を目指し、健康経営に取り組むことを宣言している事業所です。

現在、283社（支店等を含めると1,446事業所）が健康宣言をしています。（令和2年6月30日現在）

- [New\(新\) 埼玉県健康宣言事業所一覧 \(PDF: 316KB\)](#)

【県ホームページ】

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/kenkochoju/kenkochoju.html>

1 / 1 ページ

埼玉県健康宣言事業所一覧

※所在地は申請書の住所です。

No.	事業所名	所在地	登録月
1	アイコス株式会社	さいたま市	H30.9月
2	株式会社 無	所沢市	H30.9月
3	株式会社プロジェクト	戸田市	H30.9月
4	石坂産業株式会社	三芳町	H30.9月
5	株式会社ワズニューコーポレーション	さいたま市	H30.9月
6	株式会社WIn	越谷市	H30.9月
7	株式会社和門	川越市	H30.9月
8	AGS株式会社 (AGSビジネスセンター株式会社、AGS アフォーエス株式会社、AGSシステムズ イザリー株式会社)	さいたま市	H30.9月
9	エースタイプ株式会社	さいたま市	H30.9月
10	株式会社エムエスジャパン	加須市	H30.9月
11	株式会社エムエス物流	加須市	H30.9月
12	小林国際土地改良区	久喜市	H30.9月
13	環境クワイエ株式会社	戸田市	H30.9月
14	株式会社関東平塚クボタ	さいたま市	H30.9月
15	菊名運輸株式会社	西川市	H30.9月

【宣言事業所一覧】



(5) 「健康経営実践事業所」認定に必要な書類

- ① 認定申請書 (様式2)
- ② 取組状況説明書 (様式2別添)
- ③ 実践概要報告書 (様式3)

← 認定基準① (国の健康経営に係る認定制度など県の認定基準と同等の認定を受けている) で申請する場合は不要です

① 認定申請書【様式2】

② 取組状況説明書【様式2別添】

③ 実践概要報告書【様式3】

認定後、
県HP
に掲載

埼玉県健康経営認定制度 認定基準①



埼玉県健康経営認定制度認定基準

下記のいずれかを満たすことで認定とする。

- 1に合致する場合
- 2、3の合計が80点以上の場合

1 県の認定基準と同等の認定を受けている

国の健康経営に係る認定制度など県の認定基準と同等の認定を受けている
(添付書類)
(1)認定証の写しなど認定を受けていることが分かる書類
(2)認定基準が分かる書類
(3)その他(申請書類の写しなど)
※ただし、3の取組を実施している場合は、実施項目への記載をすること。

2 共通取組状況(合計が80点以上となっている)

(1) 必須項目

※こちらに☆のある項目について、実践している場合は「(様式2別添)健康経営実践状況説明書」を提出してください

取組分野	質問	できている(満点)	遅れている	点数 (点)	チェック	評価項目 (該当するものは左のチェック欄に○を入れてください)	様式2別添の添付
		(点)	(点)				
ア経営理念(経営者の自覚)と法令順守	①健康宣言の社内外への発信、経営者自身の健診受診、健康管理に関連する法令の順守 基準:○3つで10点	10	—	0		(ア)健康宣言の掲示等による社内周知	☆
						(イ)経営者自身が健診を受診	
						(ウ)従業員の健康管理に関する法令について重大な違反なし	
イ従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	②従業員全員が健診を受診している	20	—	0		従業員全員が健診を受診かつ健診結果データの提供	
	③特定保健指導を実施している 基準:○2つで10点、○1つで5点(○1つ以上、チェックをつけること)	10	5	0		(ア)対象者数と実施者数 対象者 人中 人実施	
						(イ)勤務時間中に特定保健指導を受ける時間や場所の確保	☆

埼玉県健康経営認定制度 認定基準②



(2) 選択項目

※こちらに☆のある項目について、実践している場合は「(様式2別添)健康経営実践状況説明書」を提出してください

取組分野	質問	できている(満点)	できていない	点数	チェック	評価項目 (該当するものは左のチェック欄に○を入れてください)	様式2別添の添付
		(点)	(点)				
ア従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	①健診未受診者に受診を勧奨している	10	—	0		健診未受診者に受診を勧奨	
	②ストレスチェックを実施している	10	—	0		労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施	☆
イ健康経営の実践に向けた環境整備	③適切な働き方実現に向けた取組を行っている 基準:5点○が2つ以上、3点○1つ	5	3	0		(ア)有給休暇取得の促進	☆
						(イ)定時退社日の設定	☆
						(ウ)特別休暇制度の導入	☆
						(エ)その他の取組	☆
	④コミュニケーションの促進に向けた取組を行っている 基準:5点○2つ、3点○1つ	5	3	0		(ア)従業員に気軽に声掛けや挨拶を実施	☆
					(イ)その他の取組	☆	
	⑤健康づくりの担当者を設置している	10	—	0		健康づくりの担当者を設置 担当者氏名	
ウ従業員の心と体の健康づくり	⑥食生活の改善、運動機会の提供、受動喫煙、禁煙対策、女性の健康保持・増進の取組を行っている 基準:10点○3つ以上、5点○2つ	10	5	0		(ア)健康的なメニューの紹介等、食生活改善に関する情報提供	☆
						(イ)運動施設の紹介や歩数増加の勧奨等運動する機会を増やす対策実施	☆
						(ウ)体操やストレッチ等の時間設定	☆
						(エ)敷地内禁煙または屋内禁煙	☆
						(オ)たばこの害に関する情報提供	☆
						(カ)女性の健康保持・増進に向けた取組の実施	☆
						(キ)その他の取組	☆
エ従業員の心と体の健康づくり	⑦従業員の感染症予防、長時間労働者への対応、メンタルヘルス不調者への対応に関する取組を行っている 基準:10点○3つ以上、5点○2つ	10	5	0		(ア)手洗い等の励行	☆
						(イ)感染症の予防接種の勧奨	☆
						(ウ)労働時間の管理者による把握と本人による把握	
						(エ)メンタルヘルス相談窓口の設置	☆
						(オ)その他の取組	☆
小計				0			

埼玉県健康経営認定制度 認定基準③



3 任意取組状況(実施していれば1つにつき3点加点)
 ※こちらに☆のある項目について、実践している場合は「(様式2別添)健康経営実践状況説明書」を提出してください

取組分野	様式2別添の添付	配点 (点)	点数 (点)	チェック
1 埼玉県ALKOOマイレージに参加している		3	0	
2 コパトン健康メニューを提供している		3	0	
3 健康長寿サポーターの養成に参加している		3	0	
4 糖尿病性腎症の重症化予防対策に取り組んでいる	☆	3	0	
5 歯科検診受診を促す取組を行っている	☆	3	0	
6 要再検査者等への受診勧奨を実施している	☆	3	0	
7 がん検診等、任意検診の受診を促すための取組又は制度がある	☆	3	0	
8 従業員の家族への健診受診の勧奨を実施している	☆	3	0	
9 従業員の熱中症対策を行っている	☆	3	0	
10 シニア活躍推進の取組を行っている	☆	3	0	
11 埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度の施設認証を取得している		3	0	
12 多様な働き方を実践している	☆	3	0	

小計 0

合計 0

実施している取組はチェック欄に○を入れてください

← 80点以上で認定!